

第 1 回参加責任者説明会について

目次

はじめに	1
開催形態について	1
第 1 回参加責任者説明会でお支払いいただく費用について	2
保証金について	2
参加金について	2
その他の費用について	2
第 54 回一橋祭参加誓約書について	2
各種申請について	3
営利活動・販売活動を実施する団体の方へ	3
スポンサーを導入する団体の方へ	3
ビラを配布・掲示する団体の方へ	3
一橋祭期間中に学生会館を使用される方へ	4
一橋祭期間中にカンパ・募金活動を行う団体の方へ	4
アンケートを実施する団体の方へ	5
メディア取材を受ける団体の方へ	5
一橋祭期間中の広報用看板の設置	5

はじめに

第 54 回一橋祭に参加していただき、ありがとうございます。本年度も多くの方に楽しく安全に参加していただけるよう、皆さんと協力して準備を進めていきたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いたします。

開催形態について

第 54 回一橋祭は、対面での企画実施をします。事前予約や入構制限は行いません。どなたでも一橋祭をお楽しみいただけます。今年の一橋祭では、模擬店企画や屋内喫茶企画などの飲食物提供企画も実施いたします。

第 1 回参加責任者説明会でお支払いいただく費用について

保証金について

参加ガイダンス資料に記載の通り、**1 企画につき 5,000 円の保証金を第 1 回参加責任者説明会にてお預かりいたします。**ご用意のほど、よろしく申し上げます。弊会の定める注意事項を遵守していただければ、保証金は一橋祭終了後に全額返金いたします。返金は 2023 年度一橋祭の決算終了後（2024 年 1 月前後を予定）になります。

※昨年度より保証金を繰り越ししている場合は回収いたしません。

※保証金の繰り越しの有無を確認する場合は各企画窓口までご連絡ください。

※事前に振り込みにてお支払いいただいている場合は回収いたしません。

参加金について

参加ガイダンス資料に記載の通り、**1 企画につき 4,000 円の参加金を第 1 回参加責任者説明会にてお支払いいただきます。**ご用意のほど、よろしく申し上げます。

※事前に振り込みにてお支払いいただいている場合は回収いたしません。

その他の費用について

模擬店企画・ステージ企画・一部の屋内企画については企画内容や企画時間などに応じて別途運営費をお支払いいただきます。こちらの一部を第 1 回参加責任者説明会にてお支払いいただきます。

※金額の詳細は各企画形態の参加ガイダンス資料をご参照ください。

第 54 回一橋祭参加誓約書について

第 1 回参加責任者説明会にて、参加ガイダンス資料と「一橋祭におけるコンプライアンス遵守に関する誓約条項」に関して、第 54 回一橋祭参加誓約書を配布いたします。本誓約書の内容への同意、署名のうえ、各企画窓口までご提出ください。

※特に以下に示す違反行為があった場合、事情に関係なく全ての参加形態での企画の即時中断及び中止、次年度以降の一橋祭への参加資格の停止、大学当局へ通告などの厳重な措置を行います。資料を詳しくご参照になったうえでご署名ください。

- 大学構内での飲酒や酒気帯び状態での入構、構内への酒類持ち込み
- 食中毒対策の徹底及び食材の管理体制に関するコンプライアンス違反
- 火器の取り扱い方法に関するコンプライアンス違反
- 弊会の注意を無視して違反行為を継続すること
- その他学則や関連法規に関して違反行為を行うこと

各種申請について

申請内容	フォームのリンク
営利・販売活動	https://forms.gle/Estwtg6HDvcqdQa47
スポンサーの導入	https://forms.gle/3jtJQctuq51DxmnM6
ビラ配布・掲示	https://forms.gle/GzQJZbsR6SZYszx78 (学籍アカウントによるアクセス不可)
学生会館の利用	https://forms.gle/c4R9dvVYY2Y3W9gE6
カンパ・募金活動	https://forms.gle/xJBVpXD5Utto7mEAA
アンケート	https://forms.gle/wKqTdaWjRTdTDx2s8 (学籍アカウントによるアクセス不可)

※学籍アカウントによるアクセスが不可なフォームは外部アカウントよりアクセスください。

営利活動・販売活動を実施する団体の方へ

一橋祭期間中に金銭とサービス及び物品の交換を来場者に向けて行う場合には、改めて弊会への申請が必要です。営利活動・販売活動を予定している団体の方はこちら (<https://forms.gle/Estwtg6HDvcqdQa47>) のフォームより必ず申請を行ってください。

スポンサーを導入する団体の方へ

スポンサーとは金銭面や労働力、機材、資源などを提供することで企画を援助する外部団体及び企業を指します。通常スポンサーはその企画支援の見返りとして、宣伝や商品の配布などを求めることがほとんどです。

導入に際しては予め弊会へ以下の報告を行ってください。

- 援助を受けるスポンサーの名称とその活動内容
- 具体的な援助内容
- 援助に対して参加団体が行うスポンサーへの見返り内容

スポンサーを導入する場合には、こちら (<https://forms.gle/3jtJQctuq51DxmnM6>) のフォームより必ず申請を行ってください。後日上記の内容をお伺いします。申請が遅くなりますとスポンサー導入を許可できない場合があります。

※企画内容からスポンサー導入が予測される場合、こちらから伺う場合があります。

※一橋祭当日に弊会の委員がスポンサー導入の様子をチェックいたします。

ビラを配布・掲示する団体の方へ

一橋祭期間中に来場者にビラを配布・掲示する場合は、事前に弊会にビラを提出する必要があります。一橋祭期間中にビラを配布・掲示する団体の方はこちら (<https://forms.gle/yw3Yf6chhKzjFn2G8>) のフォームより必ず配布するビラの画像をご提出ください。

※来場者案内の円滑化のため、ビラにおける建物名の表記は可能な限り下記の一橋祭における表記に準じてください。

建物名（既存の表記）	建物名（一橋祭における表記）
西本館 本館	本館
西講義棟 講義棟 第一講義棟 第二講義棟	講義棟
西プラザ 食堂 西生協	西プラザ
インテリジェントホール 如水会百周年記念インテリジェントホール	インテリジェントホール

一橋祭期間中に学生会館を使用される方へ

第 54 回一橋祭では、飲酒・窃盗の対策を強化したうえで、学生会館の短時間の利用を認めます。一橋祭期間中に学生会館を使用される方は以下のルールを遵守してください。

- 学生会館を本祭期に使用する場合はこちら (<https://forms.gle/c4R9dvVYY2Y3W9gE6>) のフォームに事前に回答すること
- 委員の指示に従うこと
- 学生会館を利用する際には「団体名・入構者名・入構人数・入構時間・退構時間」を講義棟側入り口にて記入し、弊会が配布するネームタグを着用すること
- 学生会館を利用する際には講義棟側入り口からのみ出入りすること
- 企画準備や片付けでの利用に留めること
- 短時間の利用に留めること
- 不必要な出入りはしないこと

一橋祭期間中にカンパ・募金活動を行う団体の方へ

一橋祭期間中にカンパ・募金活動を行う場合は、弊会への申請が必要です。カンパ・募金活動を行う団体の方はこちら (<https://forms.gle/xJBVpXDsUtto7mEAA>) のフォームより必ず申請を行ってください。

アンケートを実施する団体の方へ

一橋祭期間中に来場者にアンケートを取る場合には、弊会への申請が必要です。アンケートを実施する団体の方はこちら (<https://forms.gle/db2j8ivjTpjLuZ2Z7>) のフォームより必ず申請を行ってください。

メディア取材を受ける団体の方へ

一橋祭にてメディア取材を受ける場合は、各企画窓口までご報告ください。当日の対応については、第 2 回参加責任者説明会資料にてご案内いたします。

一橋祭期間中の広報用看板の設置

9 月 10 日(日)以降は立て看板などを無断で設置することを禁止いたします。また、無断で設置した場合は撤去いたします。上記の期間に立て看板などの設置を希望する場合は、担当（菅野：iks54th.decorat ion@gmail.com）までご相談ください。

なお、立て看板の保守・保全につきましては弊会では責任を負いかねますので、各団体で管理していただくようお願いいたします。

※立て看板などの設置物において以下の点で問題があると判断した際には、フォームにて申請された場合でも設置のお断り・移動・撤去などの措置を取ります。

- 安全性に問題はないか
- デザイン面において弊会が定める基準（セクハラ及び政治・宗教基準など）を遵守しているか
- 緊急時の対応や往来に影響が出ない場所に設置されているか
- その他、来場者や他団体の迷惑にならないか

また、以上の要件を満たしている場合でも、弊会の都合により撤去をお願いする場合がございます。その他、立て看板の設置についてご不明な点がございましたら、お気軽に担当（菅野）までご相談ください。

副委員長・参加団体対応責任者
滋野皓介（しげの・こうすけ）

参加団体対応副責任者
片寄凜太郎（かたよせ・りんたろう）

E-mail : iks54th.help@gmail.com